

大蔵委員會議録 第八号

昭和三十六年十月二十日(金曜日)

午前十時二十五分開議

出席委員

委員長

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

十月十九日

テレビジョン受信機等に対する物品

税減免に関する陳情書(東京都中央

区銀座西八丁目十番地日本放送連合

会長原安三郎)(第一三四号)

消防用ガソリンの免税に関する陳情

書(福島市中町四十四番地福島県消

防協会長小野亀二郎)(第一五〇号)

演劇、演芸入場税の撤廃に関する陳

情書(大阪府南区玉屋町二十三番地

関西演劇入場税減免運動委員会委員

長山本修二)(第一九〇号)

農業用ガソリンの揮発油税等免税に

関する陳情書(鹿児島市山下町三十

七番地鹿児島県町村会長長井正雄)

(第一九一号)

舞鶴市の平和産業港灣都市確立等に

関する陳情書(舞鶴市議會議長山脇

潤)(第二一四号)

工業、住宅用地等の取得造成に伴う

税の軽減に関する陳情書(山梨県議

會議議長米倉昭太郎)(第二四〇号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

畜産物価格安定特別会計法案(芳賀

貢君外十一名提出、衆法第八号)

昭和三十六年度米穀についての所得

税の臨時特例に関する法律案(石田

有全君外十四名提出、衆法第一二

号)

農業近代化助成資金の設置に関する

法律案(内閣提出第一〇号)

日本輸出入銀行法の一部を改正する

法律案(内閣提出第五一号)

〇小川委員長 これより会議を開きま

す。

芳賀貢君外十一名提出の畜産物価格

安定特別会計法案及び石田有全君外十

四名提出の昭和三十六年度米穀につい

ての所得税の臨時特例に関する法律案

の両案を議題とし、提出者より順次堤

案理由の説明を聴取いたします。石田

有全君。

畜産物価格安定特別会計法案

(設置)

第一条 畜産物価格安定法(昭和三十

六年法律第 号)に基づいて

行なう乳製品又は食肉の買入れ、

売渡し、交換及び保管並びに生乳

生産者団体等に対する助成に關す

る政府の経理を明確にするため、

特別会計を設置し、一般会計と区

分して経理する。

(管理)

第二条 この会計は、農林大臣が、

法令の定めるところに従い、管理

する。

(歳入及び歳出)

第三条 この会計においては、乳製

品及び食肉の売渡代金、借入金、

一般会計からの受入金並びに附属

雑収入をもつてその歳入とし、乳

製品及び食肉の買入れ代金、乳製品

及び食肉の買入れ、売渡し及び保

管に関する経費、乳製品及び食肉

の交換に伴う支出、畜産物価格安

定法第十六条の規定による助成に

要する経費、借入金の償還金、一

時借入金及び借入金の利子、事務

取扱費その他の諸費をもつてその

の交換に伴う支出、畜産物価格安

定法第十六条の規定による助成に

要する経費、借入金の償還金、一

時借入金及び借入金の利子、事務

取扱費その他の諸費をもつてその

歳入とする。

2 前項に規定する一般会計からの

受入金は、予算の定めるところに

より、この会計に生ずる損失をう

めるため、一般会計から繰り入れ

るものとする。

(歳入歳出予算計算書等の作成及

び送付)

第四条 農林大臣は、毎会計年度、

この会計の歳入歳出予算計算書及

び国庫債務負担行為要求書(以下

「歳入歳出予算計算書等」とい

う。)を作成し、大蔵大臣に送付

しなければならない。

2 前項の歳入歳出予算計算書等に

は、次に掲げる書類を添付しなけ

ればならない。

一 前年度の貸借対照表、損益計

算書、乳製品在高明細表及び食肉

在高明細表

二 前年度及び当該年度の予定貸借

対照表、予定損益計算書、予定乳

製品在高明細表及び予定食肉在高

明細表

三 国庫債務負担行為で翌年度以後

にわたるものについての前年度末

までの支出額及び支出額の見込み

並びに当該年度以後の支出予定額

(歳入歳出予算の区分)

第五条 この会計の歳入歳出予算

は、歳入にあつては、その性質に従

つて歳入及び項に、歳出にあつては、

その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)

は、歳入にあつては、その性質に従

つて歳入及び項に、歳出にあつては、

その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第六条 内閣は、毎会計年度、この

会計の予算を作成し、一般会計の

予算とともに、国会に提出しなけ

ればならない。

2 前項の予算には、第四条第一項

に規定する歳入歳出予算計算書等

及び同条第二項各号に掲げる書類

を添付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第七条 この会計において、毎会計

年度の損益計算上利益を生じたこ

とは、これを積立金に組み入れ、

損失を生じたときは、積立金を減

額して整理するものとする。

2 前項の場合において、損益計算

上生じた損失額が積立金の額を超

過するときは、その超過額は、損

失の繰越しとして整理するものと

する。

(剰余金の繰入れ)

第八条 この会計において、毎会計

年度の歳入歳出の決算上剰余金を

生じるときは、これを翌年度の歳入

に繰り入れるものとする。

(歳入歳出決定計算書の作成及び

送付)

第九条 農林大臣は、毎会計年度、

歳入歳出予算計算書と同一の区分

により、この会計の歳入歳出決定

計算書を作成し、大蔵大臣に送付

しなければならない。

2 前項の繰入繰出決定計算書には、当該年度の貸借対照表、損益計算書、乳製品在高明細表及び食肉在高明細表を添附しなければならない。

(繰入繰出決算の作成及び提出)

第十条 内閣は、毎会計年度、この会計の繰入繰出決算を作成し、一般会計の繰入繰出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の特入繰出決算には、前条第一項に規定する繰入繰出決定計算書並びに同条第二項に規定する当該年度の貸借対照表、損益計算書、乳製品在高明細表及び食肉在高明細表を添附しなければならない。

(余裕金の預託)

第十一条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

(一時借入金)

第十二条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において一時借入金をすることができ、

2 前項の規定による一時借入金は、当該年度内に償還しなければならない。

(借換え)

第十三条 前条第一項の規定による一時借入金をその償還期限内に償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、借換えるため、この会計の負担において一時借入金をすることができ、その借換えについて、また同様とする。

2 前項の規定による一時借入金

は、当該年度内に償還しなければならない。

(借入金)

第十四条 第十二条第一項又は前条第一項の規定による一時借入金(国庫余裕金の繰替使用に関する法律(昭和二十四年法律第六十三号)第一条第一項の規定による繰替金があるときは、当該繰替金を含む。)を当該年度内に償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、この会計の負担において借入金をすることができ、

2 前条第一項の規定は、前項の規定による借入金の借換えについて準用する。

3 前二項の規定による借入金は、一年内に償還しなければならない。

(一時借入金等の限度額)

第十五条 第十二条及び第十三条の規定による一時借入金及び前条の規定による借入金の限度額については、予算をもつて国会の議決を経なければならない。

(一時借入金等の借入れ及び償還の事務)

第十六条 第十二条及び第十三条の規定による一時借入金及び第十四条の規定による借入金の借入れ及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行なう。

(国債整理基金特別会計への繰入れ)

第十七条 この会計の負担に属する借入金及び借入金の償還金並びに一時借入金及び借入金の利子に相当する金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(支出未済額の繰越し)

第十八条 この会計において、支払義務の生じた歳出金で、当該年度の納納の完了までに支出済みとならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用する事ができる。

2 農林大臣は、前項の規定による繰越しをしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定による繰越しをしたときは、当該経費については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)等三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定による通知は、必要としない。

(実施規定)

第十九条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2 第四条第二項又は第六条第二項の規定によりこの会計の繰入繰出予算計算書等又は予算に添附すべき書類のうち、昭和三十七年度分にあつては第四条第二項第一号の書類及び同項第二号の書類で前年度に係るもの、昭和三十八年度分にあつては同項第一号の書類は、その添附を要しないものとする。

3 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条第四号の二の次に次の一号を加える。

四の三 畜産物価格安定特別会計の経理を行なうこと。

4 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「食糧管理特別会計」の下に「畜産物価格安定特別会計」を加える。

理由 畜産物価格安定法に基づく乳製品又は食肉の買入れ、売渡し、交換及び保管並びに生乳生産者団体等に対する助成に関する政府の経理を一般会計と区分して明確にするため、特会別計を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十六年度米穀についての所得税の特例に関する法律案 昭和三十六年度米穀についての所得税の特例に関する法律案 米穀の生産者が、その生産した昭和三十六年度の米穀を政府に売り渡す旨を昭和三十六年九月二十日(北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県及び福井県の各区域において生産される米穀については、同年八月三十一日)までに申し込み、その申込みにより締結した契約に基づいて当該米穀を昭和三十七年二月二十八日までに政府に売り渡した場合に、当該生産者の昭和三十六年度の所得税については、政令で定めるところにより、当該米穀の売渡しの時期及び数量に応じ次に定めるところにより計算した金額の合計

額に相当する金額は、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第七條の二に規定する農業所得に係る同法第九條第一項第四号の総収入金額に算入しない。

一 昭和三十六年九月三十日までに売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、八百円

二 昭和三十六年十月一日から同月十日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、七百二十円

三 昭和三十六年十月十一日から同月二十日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、六百四十円

四 昭和三十六年十月二十一日から同月三十一日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、五百六十円

五 昭和三十六年十一月一日から昭和三十七年二月二十八日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、四百八十円

附 則 この法律は、公布の日から施行する。

理由 昭和三十六年度米穀につき、生産者からの事前売渡申込による集荷によつて所要数量を確保することに資するため、事前売渡申込に基づいて政府に対して米穀を売り渡した者について、その所得税を軽減する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込は、約十億円である。

○石田育全君 ただいま議題となりました畜産物価格安定特別会計法案につきまして、その提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

最近におけるわが国の畜産物の発展は、まことにめざましいものがありますが、その反面、従来から畜産物の価格安定に対する適切な施策に欠けていたため、経済の変動等につれてしばしば牛乳、乳製品、食肉等の価格が低落し、生産基盤の弱体化を生産農民はそのために大打撃をこうむり、ひいては農業経営の安定、畜産の振興及び国民経済の発展を阻害して参ったのであります。

しかして今日、新しいわが国農業の発展の新しい手として、畜産が重視せられ、いよいよその抜本的な振興対策の確立が強く要請せられておるのであります。

よってこの際、われわれ日本社会党といたしましては、畜産物の生産農民に対する畜産物の価格が、生産費及び所得補償の原則によつて決定され、時価がそれより低落する場合には、国が直接これを買入れることによつて、生産農民の所得を確保することが、畜産振興上最も有効適切な施策と認め、これがために、別途畜産物価格安定法案を提案してあるのでありますが、このうち、畜産物の国による買入れ、売り渡し、交換及び保管等につきましても、その経理を一般会計と区分し、もつて、この事業の収支並びにその成果を明確にすることが適当と認め、このために畜産物価格安定特別会計を設け

ることとしたし、本案を提出した次第であります。

以下その概要について申し上げます。

第一に、この特別会計は、畜産物価格安定法に基づく乳製品または食肉の買入れ、売り渡し、交換及び保管並びに生乳生産者団体等に対する助成に關する経理を行なうことを目的とするもので、農林大臣が管理することとし、一般会計からの受入金をもつてこの会計に生ずる損失を埋めることとしております。

第二に、この会計の歳入は、乳製品及び食肉の売り渡し代金、借入金、一般会計からの受入金並びに付属雑収入とし、歳出は、乳製品及び食肉の買入れ代金、乳製品及び食肉の買入れ、売り渡し及び保管に關する経費、乳製品及び食肉の交換に伴う支出、生乳生産者団体等に対する助成に要する経費、借入金の償還金、一時借入金及び借入金の利子、事務取り扱い費その他の諸費としております。

第三に、この会計の予算及び決算に關して必要な事項のほか、利益及び損失の処理、余裕金の預託等について必要な事項を定めることとするとともに、この特別会計の設置に伴つて必要な関係規定の整備を行なうこととしております。

以上が本法律案の提案の理由及びその概要であります。何とぞ慎重審議の上、御可決下さいますようお願い申し上げます。次に、ただいま議題となりました昭和三十六年度米穀についての特例措置の臨時特別に關する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

米穀についての所得課税の特例措置は、米穀の供出を促進し、食糧の確保をはかることを目的として、昭和二十六年に議員提出によつて立法化されたことに始まり、自來二十九年まで、毎年、ほぼ同一内容の法案が提出され、米穀の超過供出奨励金、早期供出奨励金、供出完遂奨励金等の各種供出奨励金を非課税とする臨時措置が講ぜられてきたのであります。

しかし昭和三十年からは、奨励金制度が廃止されて、米価の一本化をはかることと、米穀供出制度にも画期的な改正が加えられ、いわゆる予約供出制度が採用されるに及んで、売り渡された米穀の代金の一部を非課税とする特例措置に切りかえられ、同時に法律案の提出も、内閣から行なわれることとなり、今日に至つておりますことは、各位のすでに十分御承知のところであり、その間、本制度が、農家経済の安定と国民食糧確保の上に果たして参りました効果には見るべきものがあつたのであります。予約供出制度の実施以來今日までの間、政府が米穀の集荷に当たり、農民の協力を得て、ほぼ所期の目的を達して参りましたのも、実は、予約米に対する減税措置があつたこととこれを推進したからであると断定しても過言でないのであります。

ところが、政府は、さきに、昭和三十六年度米の予約減税廃止の意向を明らかにしておりました。また、自民党は米価の決定の際にあわせて検討するといふ態度を表明したのであります。すなわち米価が決定し、売り渡しの予約期限も到来した現在において、今なお、決定するに至らず、すこぶるあい

まいな態度に終始しているのであります。しかし米作農家としましては、予約減税の制度は従来通り存続されるものと理解して予約を行なつてゐるわけであり、政府が、この特例措置を廃止するやうなことがあれば、政府は米作農民をだましたこととなるのであります。われわれは、政府のかかる不信行為を強く糾弾せざるを得ないのであります。

政府が、予約減税を廃止する理由としてあげてゐるところのものを見ますと、まず、この制度が、予約売り渡しを推進する上に果たしてきた効用はほとんど失われたといふことであり、さらには税負担に關連し、三十六年度税制改正によつて農家の負担が著しく軽減され、所得税納税農家数も激減するから、予約減税制度の廃止による負担面の影響は、きわめて軽微であるといふこととあります。しかしながら、われわれは、われわれは、政府のこのやうな一面的な考え方には全く同意いたしかねるのであります。その理由の第一は、予約減税は、その制度の経緯から見ても、明らかに米価の一部をなすものであります。一昨年度において政府が予約減税振りかえ分として一石当たり七十五円を計上したる事実がこれを証明しております。

また、三十六年度税制改正は、所得税の減税が中心であり、従つて所得税に關する限りにおいては、農家の負担も相当に軽減されるので、特例廃止による影響もあまり目立たないことは事実であります。しかしここで特に注意しなければならぬ点は、農家の税負担の構成についてであります。すなわち、農家の税負担においては、所

得税よりも地方税の方が圧倒的に高い比重を持つており、地方税負担額は所得税のほぼ五倍程度となつてゐるのであります。しかも、本年度の税制改正における地方税の軽減措置は、ほんの申しわけ程度に行なわれたにすぎないのであります。特例措置の廃止が農家に与える影響は、所得税のみをとつて見ますと、比較的少ないといつても見えます。地方税におきましては、住民税所得割、国民健康保険税所得割等の形で大きくはね返つて参るのであります。このやうな地方税へのはね返りを考慮しますと特例措置の廃止は米価の實質的な大幅引き下げを意味すると申さざるを得ないのであります。

予約減税制度を廃止しようとする政府の意圖、動機は、いさゝか、もとより今に始まつたことではなく、この制度の発足當時から大蔵及び自治省當局は、課税の公平化をたてに、本制度の廃止を強く主張して、これは、隠れもない事実であります。が、その真意は、米作農家に対する税の増徴にあることは、これまで天下周知の事実であります。

政府は、一方では、一部大企業に対し、巨額に上る各種税制上の恩典を残してその利益を擁護してゐるにもかかわらず、農民に対しては、既得権ともいふべき、ささやかなる特例措置をも剝奪して顧みないのであります。税の公平化の見地からいいますならば、このような巨大企業に対する租税上の特例措置の全面的整理とか、法人と個人間の課税上のアンバランスの是正とか、その他、国税と地方税、直接税と間接税を通する税制並びに税務行政の抜本的改正こそまず実行いたさるべき

であります。それ以前における一方的な予約減税制度の廃止に対し、農民が強い不満を抱くのも、まことに当然と思われぬのであります。それがしいては農民の政治に対する不信となり、予約減税制度に対する非協力を招来することとも相なれば、それははなはだ悲しむべき事態と申さねばなりません。

以上の観点に立ちまして、われわれは、昭和三十六年度産米穀に對しても、従前通りの税法上の特例措置を継続すべきものと認め、ここに本案を提出した次第であります。

以下本案の内容について申し上げます。

昭和三十六年度産米穀につき、その生産者が、事前売り渡しの申し込みに基づいて売り渡した場合においては、従来と同様、同年分の所得税について、その売り渡しの時期の区分に応じ、玄米百五十キログラム当たり平均千四百円を非課税とする措置を講ずることとしたしております。

以上、本法律案を提案する理由及びその概要を申し上げました。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望いたす次第でございます。

○小川委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○小川委員長 農業近代化助成資金の設置に関する法律案及び日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

質疑の通告があります。これを許します。堀昌集君。

○堀委員 農林省の方にお伺いをいたします。

今度、農業近代化の資金が新たな利

子補給によって行なわれるということになりましたけれども、一体政府は、これまでは近代化に對してどのような財政上の負担をしておりましたのか、これまでの経緯のあらましをちよつと承つておきたいと思ひます。

○坂村政府委員 特に、農業の近代化という問題が取り上げられましたのは、最近の情勢に應じまして、先般の農業基本法の前のベースをなしますところの基本問題調査会というふうなところで、いろいろ今後の農業問題が検討されまして、それに基づいて、先般農業基本法の制定ということになったわけでございます。ですから、そういう近代化という意味ではございせんけれども、農業金融として政府が今までとて参りましたことは、第一に農業の特殊性にかんがみまして、非常に長期、低利の金が要るわけでございます。従ひまして、政府の資金の直接の融資機関としたしまして、農林漁業金融公庫というのがございまして、ここに毎年政府の出資をいたしまして、そして、これで長期、低利の金を融資する、こういうことをやつて参つておるわけでございます。それが大体国といたしましての直接の融資でございます。

それから、もう一つ、極端に民間の融資ということになりますと、これはいろいろな方面から参りますけれども、大体主体をなすものは、農業協同組合の系統金融でございます。これは、協同組合として農民から預かりました金を運用いたしまして農民に還元する、こういうことでございまして、その中間におきまして、たとえば農業協同組合の系統の金を使ひまして原資と

しまして、金利の問題等、あるいは条件の問題等もございまして、政府がこれに對しまして、利子補給をするとか、あるいは損失補償をするとか、あるいは債務保証をするというような、そういう援助をいたしまして、そうして農民に貸しやすくなるように参りました。これはいわゆる制度金融と申しておりますが、たとえば従来で申し上げますと、有蓄農家の創設資金であるとか、あるいは農業改良資金であるとか、そういうふうなもの、災害の場合の天災融資法というふうなものも大体そういう部類に入るわけでございます。そういう大体三つの段階で農業金融をやつて参つたということが言えるのじゃないかと思ひます。

○堀委員 今お話になりました農林漁業金融公庫なんですが、実はこれの貸し出しの状態をちよつと調べてみるとだんだん何と昭和二十六年ごろに比べて先細りというか、最近だんだん減つてきているような感じが私の資料では出ておるわけですが、共同利用施設の問題についてどうなんですか、あるいは主務大臣指定施設の問題について見ても、パーセンテージとして見ると、だんだん下がつてきておるといふ感じがするわけですが、これは一体どうしてこういうふうになるのか、ほとんどだんだん下がつてきたか。そうして今度からふやすというの、どういう理由に基づくのですか。

○坂村政府委員 農林漁業金融公庫は、貸足いたしましたから、およそ七、八年になりましたけれども、その間の融資の総額は、これは非常に飛躍的増加をいたしておるのでございます。当初は五億前後のものでございましたが、

れども、三十六年度の融資の貸付額は六百億というふうなことでございまして、そういうふうな状況で、全体の融資の総額がどんどんふえております。もちろん中には、いろいろそのときの情勢によりまして、たとえば土地改良に非常に金が増えまして、あるいは特殊な別の用途の方にいつてしまつたという内訳の移動はございまして、けれども、全体としての農業投資は、これは数倍に増加をしておる、今後も充実にさせていく、こういうつもりで考へております。

○堀委員 私は、共同利用施設とか主務大臣指定施設というふうな部分を取り上げて申しておるわけですが、こういうのが大体今の近代化に見合う格好のつながりがあるのではないかと申すのですけれども、そこはどうでしょう。

○坂村政府委員 ただいまのところ、共同利用施設の変遷の数字がございせんから、はつきり申し上げられませんが、あるいはある程度減つておるといふようなことはございまして、それはそのときの情勢に應じまして、土地改良の方に、そういう基盤整備に非常に重点を置いたというふうな時代もございまして、そういうふうなときにおきましては、場合によつては、こういう共同利用施設であるとかあるいは主務大臣指定施設というふうなものがある程度減つていくこともございまして、今ここに数字が参りましたけれども、減つておるという数字にはなつておりません。たとえば、主務大臣指定施設で申し上げますと、三十三年度が大体四億九千万、三十四年度が

三億五千万、三十五年度が三億二千万、ある程度は減つておりますが、そう極端に減つたということはありません。その年々の需要に應じまして動いておることじやないかと思ひます。それから、非常に災害なんかが起こりました場合に主務大臣指定とか共同利用施設とかいいますものが、災害融資として相当大量に出ますもの、ですから、そういうふうな関係もありまして、一般のものは需要がある程度減つておるということもあるのではないかと、そういうふうに考へております。

○堀委員 実は私が持つております資料で見ますと、主務大臣指定施設は、昭和三十一年は十一億四千四百万円、これは一番大きいんです。三十一年が七億八千万、その次は六億六千万、四億九千万、三億五千万、三億二千万、三億九千万とずんずん減つて、三分の一ぐらゐに減つておるんです。最初は四億六千万だったものが、ついに昭和三十一年は〇・六％に下がつておる。これはあなたのおっしゃるやうに、少しづつ上がったんというものの、じやないかと私は思ふのですが、私の申している数字に間違いがあるのか、そこを一つおっしゃつていただきたい。

○坂村政府委員 おっしゃる通り、その数字に間違いはございせん、三十三年度は十一億四千四百万円という数字でございますが、これは今調べてみますと、統計上は前の四年間の合計でございます。そういう統計になつておまして、その後はおっしゃるやうに、三十一年度は七億八千万、三十二年は六億、こういう数字であつたのは四億、それから三億、こういう数字になつておりますが、ある程度漸減の傾向にはござ

います。これは主務大臣指定施設でございまして、それから、共同利用施設に
おきましては、三十年が四十六億、三
十一年が三十五億、三十二年が三十三
億、三十三年は、これはちょっと減つ
ておりますが、二十三億ということにな
つております。三十四年は、三十一
億、三十五年は四十六億、ですから、
年々によつての出入りがあるわけでござ
います。だから、特に減るという傾
向をたどつておるというふうには申し
上げられないんじゃないかと思うので
す。たとえば個人施設のようなものが
場合によつては共同利用施設という、
そういう形に実態的に振りかわつてい
くものもございまして、そういう関係
で、ここに現れております統計にお
きましては、用途別にいろいろ出入り
があるわけでございまして、それから、
農山漁村の総合対策とかあるいは新
農村だとか、そういうものが出て参り
ます。そういう部分にいわゆる主務大
臣指定とか、共同利用施設というもの
が回つていくということもございま
す。今度、今度は、そつちの方から貸し
出されるものもございまして、年によ
つていろいろ用途の間に出入りがあ
るわけでございまして。

出直したという感じが非常に強
くするので、これまでとつながらの
ところは一体どういふところなんです
か。これまでとはかく米さえ作つて
おればよいということだったのか、そ
ういふことは全然配慮がなかったのか
そういうことを、ちょっと伺いたい。
○坂村政府委員 先ほど申し上げまし
たように、特に農業の近代化といつて、
今まで近代化を進めるといふような特
別な施策をとつて参つたといふことは
ございせん。もちろん伸びる部門と
しては、畜産とか果樹とか、そういう
部門が農村全体から見て伸びて参つて
はおりますが、そういう点についての
各個別の指導はもちろん推進して参り
たいと思つておるわけでございませ
ん。でも、そういうようなことで、それ
らの要望が——最近の経済全体の発展
の角度が急カーブに動いて参つてお
りまして、そこでとにかく農業が曲り角
にきてゐるというふうなことが強く言
われて参りましたのも、実際問題とい
ひまして、二、三年のことではござ
います。そういうようなことで、その
全体の経済の動きに依りまして、農業
もとにかく何とか根本的に考えなけれ
ばいかぬじゃないか、こういうふうな
ことで検討をいたされたのがいわけ
ゆる基本問題調査会、これは三年前に
基本問題調査会を設けまして、ここ
でいろいろ農業の今後の方向づけをや
つた、こういうことになるわけでござ
います。

もやる、こういう格好になつておる
のですが、こういう農業を近代化す
るというところは非常に大へんなこと
だと思ふのです。非常に生産性の低い
ところへ新規投資をやつていく。本来
経済ベースでいくならば、資本主義社
会では、一番超過利潤の多いところへ
投資がいくというのが、資本主義社会
の原則ですね。ところが、農業の生産
性が低いのは、あなたがおっしゃるま
でもなく、私国民所得で調べてみる
と、昭和三十年から三十五年の間の純
農業所得としての伸び率は平均は四・
三%しかないのです。農家所得は、こ
こへはいろいろの事業所得や勤務
所得が入るから五・四%ぐらい伸びて
おりますが、四・三%なんといふのは
非常に低いんですね。まだ甘く見て
うだと思ふのです。もう一つ見て
と、非常に生産性の低いところへ投資
をする場合、一体地方公共団体にやら
せるといふような考え方が合つてい
るかどうか。これはもう一番重要な、国
全体として考えるものだということ
に、当然国がやるべきであつて、
地方公共団体にやらせ、あるいはそれ
が十分でないときには国がやるのだ
というふうなことは、私はおかしいの
じゃないかと思ふのです。あなたの方
の方は、それを地方公共団体の方へ問題
の責任を転嫁するといふか、負担をか
ける。それでなくても、地方は財政上
非常に不利な条件だと思ふのですが、
その意味を一つ伺いたい。

○坂村政府委員 おっしゃる通り農業
の近代化を進めて参りますといふこと
は、国も地方公共団体ももちろんこれ
は一生懸命やらなければいかぬと思
いますけれども、農民自体もそういう意
欲でみんな全体が一緒になつてやつ
ていかなければ、これはなかなか進ま
ぬものであらうと思ふのです。ですから、
何も農業の近代化といふものは地方公
共団体に責任をおつつける、こういう
ふうなつもりは毛頭ございせん。先
ほど申し上げましたように、近代化の
ためのいろいろの設備の投資、それに
つきましては、国としては農林漁業金
庫公庫の直接の融資を今後もどんど
ん拡充をいたしまして、そしてこれを進
めていくといふことで、国として非常
に長期の、あるいは低利のそういうよ
うなものを確保していく場合には国の
直接の責任で融資をやつていくそれ
から一面農業の系統の協同組合の内部
におきまして、非常に自分の金を持つ
てゐるわけでございまして、それが
現実には農業に再投資されない、こ
ういふ実情にございまして、それを国
が援助をいたしまして、しかもこれは
農業協同組合が、自分の金を自分の組
合に使うといふ性格に合うようなもの
を大抵対象にして拾ひ上げたわけで
ございまして。たとえば共同利用施設
であるとか、あるいは個人の利用施設
であるとか、そういうようなもので大
体中期といひますか、十五年以内とい
ふことで考へておりますから、その程
度のもので農業協同組合系統金融とし
てつけていけるものを大抵拾ひ上げて
これに対しては国も援助をしていきま
しょうし、地方公共団体も援助をして
いくという体制をとつておるわけで
ございまして。そのほか農業協同組合
が自分の力でやつていくもの、これは
当然分あるわけでございまして。これ
はもちろん組合運動として自分でやつ
ていくというものは官民一体になつて

やつていかなければならないといふ
つもりで考へておるわけでございま
す。○堀委員 そこで私ちょっと伺いた
いのは、昨日も大臣にいろいろ質問が
出ておりましたが、大体これで七分五
厘になるということですね。そうすると
生産性が三・二%か四・三%か低い状
態で、そして利子の方は年にいたしま
すと七・三%払うといふことですね。
生産性よりも高い金を借りて、一体原
則的にそれをペイして払えるようにな
るかどうか、私はそろばんが合わない
と思うのですが、一体これはどうい
ふことになるのですか。
○坂村政府委員 農業に対してどの程
度の金利がよいのかという問題は、こ
れは非常にむずかしい問題でござい
ます。金利の問題をいろいろ考へま
す場合には、全体の経済の問題も考へ
なければいけませんし、全体の国の金
利ベースの問題もございまして、そ
ういふ点も一緒に考へて、やはりある
程度のところで金利といふものを考へ
なければならぬといふような実態であ
らうと思ふのでございまして。ですから
そこで私も、それは国が直接の
融資をしております農林漁業金融公庫
の金利が、これは現在大体最高七分五
厘、最低三分五厘、こういうこととい
う運用して、平均利回り大体五分
五厘という程度のものでございませ
んけれども、それではたして農業の金融
といふものをやつていけるのかといふ問
題もございまして。ですからこういう問
題は農業のいわゆる採算性といふもの
を十分検討いたしまして——はたして
検討してみますれば、おっしゃるよ
うに金利なんといふものは払えない
という結論が、ものによつては出る

かも知れません。そういうものはどう

してもしょうがなければ、補助金でも
やらなければいけないということ
となるのかもかもしれませんけれども、
今の段階ではそういうようなことで、
現在まで農林漁業金融公庫もという
状況でやっておるわけでございます。

これを根本的に検討し直すということ
はなかなかむずかしい問題でもござい
ますので、逐次実情に合うようにい
ろいろ必要に応じて適正なものに直し
ていくということ而努力をしていかな
ければいかぬのじやないかというふう
に考えておるのでございます。今度の
近代化資金の七分五厘と申しますのは
農林漁業金融公庫として今まで扱っ
ておりました共同利用施設とか、主務大
臣指定とか、そういうものが今までの
七分五厘でやっております。それとの
バランスがございます。もう一つは農
業協同組合の金利というものと、協同
組合系統金融という問題をどこまで下
げるといふことを一面では考えなけ
ればいけないと思つてございます。

今後ますますこれを下げて合理化し
ていくということを目指していかなく
ればならぬと思つてございます。そ
ういう点も同時ににらみ合わせまし
て、第一段階として七分五厘というこ
とで満足したらどうか、こういうこと
で考えておるわけでございます。

○堀委員 きのも系統金融の金利が
非常に高過ぎる。系統資金のコストが
高過ぎるから少し下げるべきじやない
かと水田さんが言っているわけでも、
そこで銀行局長に聞きますけれども、
これはなぜこんなに高くなるのです
か。農林省の方では都合が悪いかもし
れませんが、銀行局長の方に聞か

す。

○大月政府委員 組合系統の機関の金
利が一般の金利に比べてある程度高い
ということは事実でございまして、こ
れは理由をいたしましてはいろいろ考
えらるると思ひます。単一の理由では
ないと思つてございまして、たとえ
て申し上げてみますと、一つは農業協
同組合は一般の事業と兼営しておるわ
けでございまして、そういったしますと、
自分で集めた金を自分がやつてい
る事業、購買事業、販売事業という方
向につき込んでおります。ところが農
協の事業は一般の近代化した事業その
他と違ひまして能率が非常に悪くて、
いわゆる資金効率は非常に低いわけ
でございまして、そういう意味で一般の第
三者に貸す場合と違ひまして、金融サ
イドから見ますと資金効率が悪い。そ
うすると収益率が悪いという点が一つ
ございまして、それから第二の問題は資
金コストの問題でございまして、現在
の臨時金利調整法の制度から申しま
すと、一般の銀行に比べて農協系統
の預貯金の金利は銀行より一厘高が認
められております。これはやはり弱い
金融機関といたしまして資金収収上の
必要から特に例外として認められてお
ります。そうしますと、これは当然コ
ストの面から高かるべき原因となる。
それから第三の問題と、いたしまして
は、いわゆる三段階制という問題がご
ざいまして、単協から信連に入つてそ
れから農中にくる。これは当然いろいろ
なるコストがかかりまして、金利を高
くしておる。これが第三の原因だと思
ひます。さらに農協自体の資金運用の
態度と申しますか、経営方針の問題が
あるわけでございます。一般の貸し

出した金を向けないで、これを預け金
にしている面が非常に多いわけでご
ざいます。そういったしますと、貸出し金
利に比べて預け金の金利は非常に低う
ございまして、全体として資金効率が
悪いという意味ではございませんけ
れども、金利を高からしめる原因に
なつておる。その他最初に申し上げま
したように、資金効率が悪い、それから
農協自体の事業をやつておる面に御存
じのようないろいろな欠陥がございま
して、収益力が非常に低いわけでご
ざいます。そうしますと、単位の農協自体
としてみますと、内部留保が非常に少
ない。それは要するにやはりコストを
上げることになつておるわけでご
ざいます。こういうような原因
はそれぞれ根拠がございまして、一朝
一夕には直らない。しかし現在農林省
の方におかれましては、この農業協同
組合の整理、統合、その他合理化をは
かつておられるような面も、ございま
す。また内部自体の合理化もあると思
ひます。それから今の預け金方式で
きただけ積極的に農村の方に貸し出し
て回していくというような指導もでき
ると思つてございまして、今申し
上げましたような、そういういろいろ
な原因をそれぞれにつきまして、農林省
と御一緒に大蔵省としても努力いたし
たい、こういう実態でございまして。

○堀委員 どうも私がずっとこれを調
べてみて感じるのは、何か日本では、
農業というのはいくつかの経済機構の外側
に一つ城みたいなものを持っていて、
ここの中からはじつと外と交流をしな
い条件があるような感じがして仕方が
ない。それは過去にはその方がよかつ
たという時期があつたかも知れない

が現在のは片方の生産性が非常に上が
つてきて、その城があるためにこつち
の生産性がいろいろな点でネックにな
つていけるのじやないか、農業資金とい
うものが何とその形のままで農業の中
で運営される必要はないのであつて必要
に応じて外側に出て、外側からまた農
林金融にいくという金融交流といいま
すか、何か本来的な自由主義経済とい
うか、そういう経済の中で効率を高め
るという方向にならなかつたら、どう
もこれ本来のスタートのところで何か
ちよつと問題があるような気がして仕
方がないわけなんです。それは今おしや
つたように、この農協自体の問題の中
にいろいろ問題があつて、そういう
ようなことと、あるいは三段階になつ
ているという点と、あるいは、あるい
は預け金の問題とかという点と、ある
いは、これは改善の方法はいずれもみな
あることだと思つてございます。ところが
そういうことが案外はつたらかしにされ
ておつて、そして七分五厘というの
はきまつたのだという点と、その
うすると今度はその先の生産性との関
係の中でつながらないのじやないか。
一千万円個人に融資されて、あるいは
牛を買つたりあるいは果樹を買つてみ
て、私が今あなたから一千万円もらつ
て、土地を買つて、山へミカンの木を
植えたとして、桃クリ三年か八年と
いう調子だから、十五年までの間に生
産性が出てくる時期はいつになるかと
いうことを私は伺たいのです。牛だ
つて成牛を買つたところで、最初の一
年、二年は十分お乳が出ない。ようや
く十分出るようになってからというこ
とで、あとの年数の中で全体の金利負
担を見て、その生産性を見てくれ

ば、こんな七分五厘で一千万円借りて
何ができるかという点で、できないよ
うな気がするのですが、経済局長あな
たは御自分で借りてみる気になつてや
れませんか。何かやれる例があつたら教
えていただきたい。

○坂村政府委員 おっしゃる通り非常
にむずかしい問題がございまして。農業
は今御承知のように非常に特殊な条件
にありますが、その点から、これは日本
ばかりでなくヨーロッパの先進諸国等
でももちろん農業については特別の城
の中に入れていけるようなものがある
と思います。たとえば農業金融なんとい
うものを見ますと、欧米の諸国におきま
しても、これは非常に低利長期の金、三十
年、四十年というような金を低利で国
が直接相当の援助をしてやつておるわ
けです。そういうようなことでやつて
やらなければ、農業というものはな
かなかやれないのでございまして、こ
で日本におきまして、日本の全体の
経済の発達を、そこまで農業をやつて
いける段階にあるかどうかということ
は問題でございまして、そういうこと
うようなことで逐次農業に対する施策
を何とかやつていけるように壁を作ら
なくとも、とにかく経済交流ができる
ようにという点と、あるいは基本法の方向と
近代化とか、あるいは基本法の方向と
いうようなものが検討されて、だんだ
ん施策に移されていく、こういう段
階になつておるわけでございます。そ
の間に御政府においてもこれらの
農業内部の問題をはたらかして
おるわけではございせんので、たと
えば金利の問題をとってみても、昭
和二十八年以前には末端金利は大体
一割二分くらいを農協でやつて

おつたわけでございます。それがだんだんいろいろな指導で合理化されました。昭和三十一年には政府が利子補給をいろいろな制度でやりまして、ペー・スとして大抵一割五厘、それから三十二年には一割まで下がりました。三十六年度以降の近代化資金のベースとしては九分五厘程度で押えられるのじやないかというところで、数年間に見ますとこれだけの合理化が進んでおるわけでございます。しかし御承知のように非常にむずかしい部門でございますから、合理化の進め方も非常にテンポのおそいのはしよのないことだと思ひますけれども、みんないろいろ努力はして参つておるわけでございます。(堀委員「一千万円の方を」と呼ぶ)私どもも、実際問題といたしまして農業を自分でやったこともございませんで、たとえば何をどうやったらいいか、今お答えをするような段階じゃないかと思うのでございますが、もし私役人でもやめたら一つゆっくりいろいろ検討してみたいと思つております。

○堀委員 経済局長に聞くのは無理かもしれないのですが、私は医者ですから別に農業をやっているわけではないのですが、しかし私どもの周囲におります農民の事情を見てみますと、一休一千万円、七分五厘で借りて乳牛を買つてサイロを作つて、今の高いえさをやつて、一休これで引き合つてやれるかどうかという問題です。私の見たところでは、一千万円借りたところでこれは返すのになかなか大へんなことになって、十五年やそこらでは処置がないのじやないかという感じがしているわけです。それはあな

たのおつしやつたように、私は経済交流で自由にやれというのじやないのです。とにかく農業は生産性が低いから、これをほつたらかしていいものではないのですから、やらなければならぬとなれば、国がもつと責任を持つて三十年、四十年のほんとうの低利で諸外国でやつていけるならやらなければならぬのに、どうも政府のそういうあらはに十分じやないか。最近あなたがお触れになった農業改良資金は昭和三十三年から利子補給をやつておりますが、三十五年まででわずか八千九百二十八万二千円、五年ほどで利子補給の額です。有畜農家創設資金について約十一億三千六百万円が、これはともかく三十年から三十五年までの間で利子補給で出た。五年間でわずか十二億

やそこらの金しかつぎ込まないような政府で、はたして日本の農業近代化なんというものができるとか、私はまことに心もとないと思つております。これをみて、最近非常に感じておりますのは、日本のいろいろな産業というものは、農業に対しては、あまり投資したくないという現実が出て投資をしないから生産性が上がらない。炭鉱の問題一つをいへば、炭鉱もちよつとうまくなきやうだということになる

と、投資をしない。投資をしないから生産性が上がらないということでは先細りになってくる、こういうふうな格好が出ておる。あとで私触れたい輸出銀行なんかになると、これは政府資金をあとからあとから幾らでもこへ出資金で入れる。全体としてどうもアンバランスな状態が非常に目につくもので、それから、だから、私は時間もありませんから、私にそんなくさん申しませんが、

あなたの方で三百億を今度系統金融の中から農家に貸し出しをしたいというお考えのようですが、これは共同施設とか個人とかいろいろなものに対する配分のお見込みをお持ちですか。どのくらいどこへ貸そうという、それがあれば伺いたい。

○坂村政府委員 この三百億のうちどういうものに向けますかという問題は、これは家畜だけは別でございますけれども、その他のものはそう嚴重なワケを農林省、政府が考えようとは思つておりません。各県の事情に応じていろいろの意欲がございますから、農民の意欲に応じまして、たとえば果樹に非常に重点を置いておる、あるいは機械化に重点を置いておる。いろいろの土地々々の事情がございまして、そういうものにに応じて対処していく、こういうつもりでございます。

○堀委員 農業近代化はこれ一問で終わりますが、私は非常に不十分だと思ふのですが、今後もうちよつと本格的に取り組む意思があるのかないのか。なぜかという、ここ三十億出した利子で、この利子補給を確かめるのですね。そうするともう利子のワケというのには三十億の運営利子からくるワケしかないのですから限られておる。これを今後やはり必要に応じて輸出資のような格好でやつていけるのか。特に私はここでやはりちよつと問題があると思うのは、輸銀の利子が非常に貸し出し利子が高いのなら重要な問題だけれども、輸銀のように何か特殊なものを一つ作つてもらつて、農林中金でもいいでしょうけれども、そこへ政府出資金が何か一括あつて、これとバ

ランスしたら、もうちよつと入れやすくなるかと、何かもう少し工夫をして、やはり長期低利の金が出るような工夫がないと困るのではないかと思うのですが、今後に対するあなたの腹がまえを聞かしていただきたい。

○坂村政府委員 御指摘のように、今後ますますこれは発展させなければならぬ問題であると思つてございまして、従いまして、私も本格的にこれを今後充実させていきたい、こういうつもりでございます。ですから三十六年度におきましては三十億円の基金を積み、こういうことでございまして、融資のワケがどんどん広がつて参ります。三十億円の基金ではこれはどうぞろばんをはじいてみても、六分で運用すれば一億八千万円しかありませんから、これはもちろん基金の増額もいたさなければなりませんし、そういう格好で充実をさしていきたいと思ひます。またこの基金を、たとえば農林中金等に入れて、あるいはいろいろ操作を考えたかどうかという話もございまして、これは私もいろいろといたしましては、政府がそういうことで直接やつていきますものは、できるだけ農林漁業金融公庫を充実していきたいと思つております。従いまして、いわゆる協同組合系統金融が、ほんとうに農民のために役立つような、奉仕するような姿に持つていきたい。ですから協同組合の自主性も十分尊重されるようなことで、この制度を発展させていきたい、こういうふうなつもりで考へておりますので、そういう方向で努力をいたしたいと思つております。

○堀委員 そこまでおつしやつたらもう少し申しなければならぬんですが、

そうすると、農林漁業金融公庫できつて触れましたけれども、近代化に引当分と私見てチェックしたものが実は漸減傾向にあるわけですね、これをふくらますことをあなたの方は責任を持つてやりますか。さっきの主務大臣指定が昭和三十一年はさておいて、三十一年七百八十億から三十五年三百二十九億、やや漸減の傾向じゃなくて半分以下になつていけるのです。これをふやさないで勝負にならぬと思つたのですが、あなた方今後このワケをふやすというの、政府は近代化にまともに取り組む気持があるのだが、これの問題。

それから畜産とかその他のものに対する共同利用施設の方角に対して、もうちよつとこれは真剣にやつてもらわなければ困ると思つたのですが、どうですか。

○坂村政府委員 農林漁業金融公庫で今まで融資しておりました共同利用施設とかあるいは主務大臣指定施設、これは本来からいいますれば系統金融で相当カバーしていい問題じゃないかという工合に考えますので、今後近代化資金を作ります際に、こういうものを大部分農林漁業金融公庫からはずしまして、要するにこれは近代化資金で持つていくというつもりでございます。(「ますます小さくなつてくる」と呼ぶ者あり)いや、小さくはならないのであります。たとえば近代化資金の方をどんどん増額をして参りますれば、需要に応じたものがこれで伸びて参るわけでございます。大体におきまして、たとえば三百億というワケで考えますと、その相当部分は共同利用施設あるいは主務大臣指定施設、そういうことで今まで農林漁業金融公庫

○廣瀬(秀)委員 先ほど御委員も触れ

たわけですけれども、系統資金はことしは三百億、これは実質上は三百億を割ることは必至でありましようが、きのうの答弁でも、農林大臣が、来年はこれを五百億くらいにワクにふやしたいということを言っておたようであります。そういう場合に、ふやして参る。それに従って一般会計から近代化助成資金に繰り入れる金額というふうなもの、これは当然ふやすのだと思うのですが、これは三十億繰り入れて、この運用益で利子補給をやろうというわけですが、これを来年は五十億なり六十億なりにふやす、こういうようなこと、そしてしかも来年だけではなしに、この近代化資金をどういう工合にふやしていくかという計画というものは、五カ年計画とかあるいは十カ年計画というふうな計画的なものを持っておられるのかどうか。来年はこのくらいにしよう、再来年の三十八年はどのくらいに、三十九年度はどのくらいに、少なくとも高度経済成長の所得増十カ年計画の時代ですから、特におくれた農業の体質改善をし、構造改革をやつていく、近代化をやつていく、そして所得を上げていく、というものですから、そのくらいの準備というものはあるのだと思うのですが、そういう計画はあるのですか、ないのですか。

○坂村政府委員 もろろんおっしゃる通り、来年は増額をいたしますれば、それに応じて一般会計からの繰り入れの金もふえなければならぬと思っております。私どもは、来年は大蔵省に対しては五百億という資金のワクで、これに充てるような出資等

の要求をいたしておるわけでござい

ます。今後の問題といたしましては、これを実施いたしました上で、どの程度に近代化といえますか、農業の姿が変わつて参りますか、それから資金需要がどういう工合に動いて参りますか、そういう点も十分考えまさんと、金融といふものは何といひましても、具体的な問題でございまして、その需要に充てるような資金のワクを政府でもきめまして、その需要に十分応ずるような態勢をとつていきたいと思つております。一面におきましては、これは農業協同組合の系統の金を原資にいたしておきまして、協同組合の原資は今後どういふ姿になつて参りますか、そういう点も一つ十分考え合わせまして、今後の計画はできるだけそういう点等を勘案の上で充実にして参りたいというふうな考へておるわけであります。

○廣瀬(秀)委員 今のお考えですと非常に追隨的であつて、政府の明確なる責任といふものがない。政府が国の責任として農業をほんとうに近代化するためには、これだけの投資をこういう計画でやつていくというふうな、そういうものがなければいけません。農民の方の資金需要がどう変わるか、それに追隨していくというところであるように聞えるわけですが。そうだとすれば、非常におくれた農業を近代化させて、生産性を上げて、所得を向上させていくという立場は非常に弱いものになり、農民の自主的な意欲に政策を合わせていくという程度のものである。非常に意欲的な農業基本法というふうなものは、そういう立場ではなかったかと思う。農業基本法を作つておきながら、そして、

一番資本装備のおくれている農民に資

本装備の率を高めようというふうなことをやりながら、その基本になる農業金融といふもの、それに対する国の助成といふようなものがいかに無計画であり、追隨的である。そのほかのいろいろな面でも、高度成長政策の中、道路のごときは非常に先行投資といふようなことを言われているわけですが、日本も最近米が非常に豊作だといふことで、食糧もあまり作つてもらいたくないというふうな気持ちで、そういうことになるのか、そういう点が何としても、先行的に計画的に農業をこまごまのレベルに持つていくのだという強い熱意なり態度なりというものがなく、農業基本法を通した立場としましては逆の立場で、うらはらの立場になつておられるのではないか、こういう矛盾といふものが今の御答弁の中に伺えるのですが、そういう点についてはいかがですか。

○坂村政府委員 お言葉を返すようでございますけれども、そういう考え方はございせん。今後農業が近代化され、あるいは進んで参ります場合、政府の施策をいたしまして、補助金等のウェイトももちろん相当大きなものを占めるのでございまして、それらと金融とが一緒になりましてや、り効果が上がつて参ると思つてやります。そういうふうな意味で、具体的には、たとえば畜産がどういふ工合に進んで参りますか、あるいは果樹がどういふ工合に進んで参りますか、これを抽象的に総にかいてみましても、なかなかその通りには進まないのではないか、あるいは変わった姿が出るというように、実際に応じていろいろの

姿が出て参るのではないかと思うので

あります。従ひまして、金融面でも、近代化の資金で、系統金融で五年先には一千億が要するのだといふことを言つてみましても、実際問題としてしようのないことではあるまいか、実際の動きに合わせまして、需要に充てるように、しかもそれがある程度近代化の促進になるように、そういう基本的な考え方、金融といふものは指導して参るといふ方が実情に合った適切な措置ではあるまいかというふうに私どもは考へておるわけでございまして。

○廣瀬(秀)委員 たとえば果樹のごときも、経済白書によれば、十年先には何倍ぐらゐの消費になるだろう、あるいは食肉も何倍ぐらゐになるだろう、あるいは鶏卵も何倍ぐらゐになるだろう、牛乳も何倍ぐらゐになるだろう、そういうようなことも策定しておられるわけですが、それに見合つて果樹の生産なり、あるいは牛乳、食肉の生産なりというふうなものを計画的に助成するといふことで、農民の自主的な意欲を非常に尊重するかのごとくして、実は政府の責任をサボつておられるのではないかと、見受けられるわけですが。近代化資金だけがオールマイティであつて、これ一本ですべての農業の構造改革をやるやうなものでないといふことは百も承知しておりますけれども、いかにこの近代化資金といふ名称から受ける感じがらいつても、農民は非常に期待を持つておられるわけですが、それに対して非常に微温的な立場であり、何か後からくつついていくやうな印象なんです、そういうものに対してある程度の計画的な意欲を、農民もまた計

画的に予算的に予定を立て、プログラ

ムを立てて、自分たちの伸びていく目安といふようなものを、こういう政府の施策と相俟つて立てられる、そういう条件を与えることが近代化資金の任務ではないか、こういふ。うように思ふのですが、その点いかがですか。

○坂村政府委員 おっしゃる通り、政府が施策を考えます場合には、ある程度の計画性を持たなければいかぬと思つてございまして、そういう意味で、農業基本法におきましても農政審議会といふものを設けてまして、こゝで今後の農業のあるべき姿、あるいは構造改革その他の進み方の計画を検討いたすわけでございまして、ですからそういうような場でいろいろ今後の近代化の方向あるいは具体的な施策の内容が検討されるわけでありまして、それらに應じて金融あるいは補助金、そういうような問題が当然計画的に考へられて参ると思つてございまして、今の段階ではまだそこまでいっておらないわけでございまして。ただ申し上げたいのは、必要な資金は、これはもう極力絶対に確保する、こういう覚悟で全力をあげて善処したいと思つております。

○廣瀬(秀)委員 農政審議会が十分そういうことをおやりになるといふことで、すし、またその点でそれ以上きょうのところは申し上げないつもりです。しかしもう一つ伺いたいことは、先ほど御委員も触れられました、個人貸付、共同利用施設、農協等を中心にするというものを、いづれを重点にしていこうつもりなのか。とりあえずことしの分について——これは来年、

再来年の分についてはそれぞれあるでしょうし、またそれを最初は地方の都道府県の自主性にできるだけおまかせしたいということもあつたのですが、農林省としてのお考え方、特に今一番必要なのは個人の方なのか、それとも共同利用施設の方なのか、その点についての重点のかけ方はいかがですか。

○坂村政府委員 個人の施設の問題と共同利用施設とは、両々相待って今後の農業の経営の改善というものが行なわれるべきものであらうと思ひます。私どももいたしましては共同利用施設が幾ら、個人施設が幾らという考え方はございませぬが、現にいろいろ地方の要望をとってみますと、県によつていろいろの違いがございします。従ひましてこういうようなものは、今後は各県におきまして、その県において、あるいはその町村におきまして、どういふ方向でこの農業を持ていくかということがいろいろ検討され計画をされて参ると思ひますから、そういうものに依りまして農林省としてはとにかくその事情に依るようによつていただく方がよいと思ひます。

○廣瀬(秀)委員 この近代化資金の問題は、この前の国会で通るはずのものが通らなかつたわけですから、もうすでに現実の問題としてはどうに満足したような形で、現にもう実施の段階に入つてゐるわけですから、従つてその問題を、今個人の方によつて配分率がいふてゐるのか、あるいは共同利用施設の方によつてゐるのか、あるいは建物の関係といふものか、そういうものか、あるいは機械化それから乳牛導入、こういうような面で、大体実態をある程

度つかんでおられると思ひますが、まだ正式な実態ではないとしても、具体化されてもう発足してゐる段階にあるわけですから、その実情というやうなものについて、おわかりでしたら、ちよつとここで発表していただきたいと思ふのです。

○坂村政府委員 各県の事情によつていろいろ違ひますけれども、全体的につかんでみますと、大体一〇%が共同利用施設で、九〇%が個人施設だといふやうな状況だと思ひます。しかし、これは中途の段階でございしますので、今までは暫定措置といたしまして、農林省ではとあへず、法律が通らなかつたものでありますから、半分の百五十億を一応県に割り当てをいたしまして、法律が通りましたらあとの残りの百五十億で調整をやるという考えでおります。最後の案ではございませぬけれども、今までの段階では大体そんな情勢であるといふやうに御理解いただいたらよいのではないかとと思ひます。

○廣瀬(秀)委員 時間もありませんから、最後に一つお伺ひしたいと思ひます。本会議を通りました農業近代化資金助成法の附帯決議といたしまして、金利を五分以下に引き下げるようにすべきだといふことがつけられたわけですが、先ほども経済局長からその点非常にむづかしい、しかし、欧米諸国においては三十年、四十年というやうな長期のもの、それから金利の面においても三分五厘、四分というやうなものが非常に多いといふやうなことを言われておるわけでありまして、今の七分五厘程度を大体五分以下に

いつごろやるつもりがあるか。農林省としてはそのくらいにどうしてもしなれば、日本の農業の近代化といふものは、もちろんこの近代化資金の部面だけではなしに、農林漁業中央金庫の貸し出す長期設備資金については、そういう方向も並行してとらるべきだと思ひますが、そういう長期の今までの十五年のものを三十年程度に持つていく、あるいは五分以下に引き下げていくといふやうなことについて、それを一日も早く実現させてもらわなければならぬ、時期的にも非常に早くやつてもらひたいといふことなんでしょうが、これは銀行局長もお見えですから、大蔵省と農林省の方から、その点についてあなただけの見通しと措置されようとする考え方は、こういうものについて一つ明らかにしていただきたいと思ひます。

○坂村政府委員 衆議院の農林水産委員会におきましては、そういう御決議に對しまして、農林大臣から努力をいたします、こういう答弁がございしたもので、その大臣の趣旨によつて最善の努力をいたしたいと思ひます。

○相沢説明員 九分五厘に對しまして、二分補給の七分五厘というものは、確かに先ほどからの御議論のやうに、農業の資金といたしましては利子が高いといふやうな点もございします。が、先般大蔵大臣も答弁がございした通り、他の公庫資金その他の関連もございします、また従前の農業改良資金におきまして、八分一厘といふやうな率になつておる、これを引き締めたといふやうな経緯もございしますので、さしあたり七分五厘を目標にしまして、遂次農協の末端金利が現在の九

分五厘から七分五厘に實質的に下がつていくことをねらいとしまして、これを発足したわけでありまして、将来、この七分五厘を五分にまで下げるということは望ましいことであると思ひますが、今日の段階では、いついふまでを目標としてやるかといふことは、系統金融制度の合理化の状況とも関連がありまして、にわかには申し上げられな

い段階にあると思ひます。

○廣瀬(秀)委員 非常に事務的な御答弁で、全く不満なんですけれども、あなただけとしては、日本のおくれた農業を近代化させていく、企業的にも近代産業に伍していきけるやうな農業にしようといふ立場で農業基本法は作られたはずなんです。それについて、農林省自体も努力するといふだけでは、非常に困るのです。もちろんこれは経済局長として、先ほど欧州の例あるいはアメリカの例等を引いて、非常に思ひ切つたことをやつてゐるのだ、非常にけしたずれのことをやつてゐるのだ。中小企業金融の問題もやはり同じことだと思ひますけれども、それ以上に農業金融といふものについて、もう今までのやうな一割一分くらいからだんだん下げてきましたといふ、そういう小幅な、どうかその場その場を糊塗していくやうな、そんなことでは日本の農業の体質改善はできないのです。そういうやうな立場に立つたならば、思ひ切つた施策、非常にラディカルと思われ

るくらゐの施策をやつた際思ひ切つて金融の面においてやるべきでないか、いけな。それでなければ、このおくれた産業が近代化にならない、こういうやうなところになっていくと思ふ。そのためにこそ農業基本法も作つた、こ

ういふ立場を忘れてもらつては困るのであつて、これは経済局長あたりも、経済局長の立場からもう少しあなたの考えを卒直に答えてもらひたい。大省の答弁に至つてはまことにこれはけしからぬであつて、大蔵政務次官もおるわけですから、次官としての立場を聞かせてもらつて、ほんとうに日本の農民が、それならばわれわれも立ち上がつて、そして近代化する方向に大いに努力しようではないかといふやうな気が出てくる答弁を願ひたいと思ふ。もう一度答弁して下さい。

○天野政府委員 ただいま事務当局が答弁申し上げた中で、冒頭に大蔵大臣の答弁といふことを言つておるわけがございします。これは各方面で合理化をして、できるだけ金利を下げる、そして農業の近代化に資するといふ方向を大蔵大臣が答弁されております。それを冒頭に申し上げておるわけがございします。従ひまして、大蔵当局といたしましても、農業近代化の促進という意味合いにおきまして、今のところはこういう程度でございしますけれども、いろいろ合理化をはかりつつ金利の低下といふか、そういう方面に向かつて努力をしていきたい、かように考えておるわけがございします。

○廣瀬(秀)委員 天野次官、まだあなたは若いのですから、もう少し卒直に自分の考えといふものを答弁していただきたい。先ほどから繰り返しておられますように、思ひ切つた手を打たなければならぬといふところにきてゐるのだ、こういう認識についてはもうわかりだと思ひます。その立場に立つて、国会の附帯決議もつけられたのだ、こ

これは与野党満場一致なんです、そういうことできめられた、そのために、社会党では非常な不満があったけれども、これを賛成して通しているわけです。そういう立場に立って与野党が一致してそういう附帯決議をつけた、そういう前提に立ってあなたも少しはつきりものを言っていたらいい。少なくとも五分という目安まで出して附帯決議には載っているわけです。これについて、そのこと自身すらあなたが、直接に触れない、こういう立場は非常に無責任だと思ひます。そういう附帯決議に対しては、政府としてはできるだけ国会の権威を尊重する立場から、大体いつごろには少なくとも五分くらいにしてやろう、こういう気持を持って努力する、というようなことは、これは言えないはずはないと思う。それがやはり国会の権威というものを高からしめるゆえんだと思うのです。そういう立場から一つ政治家として、大蔵政務次官として、もう一度お答えいただきたい。

○天野政務委員 五分というお話でございますが、現段階としては、今のところはとうてい不可能だと思います。いろいろと研究をし、努力をいたしまして、そういう方向に行くように今後努めたいと思ひます。

○小川委員 藤井勝志君。

○藤井委員 今朝非常に熱心な野党側からの御意見が、農業近代化資金制度をめぐって出ておりましたが、与党議員もいたしまして私は一々ごもつともな点があると思ひます。

そこで、私は特に大蔵大臣の代理としてお見えになっております。天野政務次官に——これは野党側からいろいろ

る言われてやむを得ずやるというだけでは、政党政治の本節ではないと思うのであります。与党委員から一席やらせていただきたいと思ひます。それに対して積極的な御意見を承りたい。特にきょうは銀行局長も見えておられますが、でき得べくんば主計局長も来ていただきたいと思つておるわけでございまして、それもお大蔵政務次官が来ておられますので、兼ね備えて御答弁願ひたいと思つてあります。

ことに農業基本法が通過いたしました今日、特にまた時期的には三十七年度の予算編成もまさに始まらんとしておる重大な時期であると思つておるわけであります。農業基本法の第四條には、いわゆる農業基本法がねらつておる具體的な施策を行なうために、政府は法制上、財政上の措置をしなければならぬ、という義務規定があることは御案内の通りでございます。

従つて、そういう建前から野党議員から積極的な御意見が出ておると私は承知いたしておるのであります。特に今度の農業基本法のねらいを肉づける中心の問題は金融と農作物価格支持制度、この二つが大きな車の両輪であるかと思つておるわけであります。その一つである農業金融対策についてはとかく大蔵省方面では金利体系の問題からいろいろ簡単にいかないという御説明がございまして、同時にまたこういう問題が一朝一夕に簡単にいかないこともよく承知しておりますけれども、やはりやろうとする気があるのかによつては、時間的に相当早くテンポが進んでくる。諸外国の例をいろいろ聞いております。オランダあたりでは百十数年

という長期の低利資金が現在行なわれている。よその国でやっておる事柄が日本にできないことはないわけでありますから、農林委員会での間附帯決議をされた農業近代化助成資金法案について、ただいきなり五分はできないというふうに簡単に答弁されないで、法制上、財政上の措置を講じて努力してみる。しかしこういう事情があつて昭和三十七年度はいけないかもしれなけれども、とにかくやる方向へ努力する、という態度がでなければ、農業基本法を通して羊頭を掲げて肉を売るといふ疑惑が起ると思つておるわけであります。従つて、そういう面についてもう一度大蔵大臣を代理した立場において、一つ政治責任をかけて御答弁をお願いしたいと思ひます。

○天野政務委員 御趣旨の点はよくわかるわけであります。しかし日本の現状からいまして、事務当局等からも答弁申し上げておりますように、金利の均衡その他いろいろ勘案をし、また農業の実態、規模という点も考慮を考へ合せておるような次第でございます。今後の方向といたしましては、御趣旨の点を勘案いたしましてよく研究をし、努力したいと思つておるわけであります。

○藤井委員 他の金利との関係、つり合ひということもよくわかるのでありますけれども、農業基本法はもとより農業の置かれた自然的、経済的、社会的な不利を補正するということをはっきり前提にしておるわけでありまして、従来通りという性質でできておる——性質という言葉を悪いのですけれども

も、ある程度思い切った対策がここにあると思ひますので、今政務次官が、お立場上非常に慎重なかまえて、しかし誠意を披瀝された御答弁で一応了解をいたします。

ところで経済局長に一つお尋ねをいたしたいのです。一応今度の近代化資金制度は、農協の手持ちの資金を利子補給して系統機関から還元させるという近代化が進んで、積極的に共同施設をやっている農協では手持ちの資金が非常に少なくなつておるところもあるわけですね。そういうことをこれから積極的にいろいろ対策しなければならぬという場合に、国のこの近代化資金制度の利益に均霑するわけにいかない、こういう事情がわれわれは十分想定できるわけでございます。現実にはわれわれはそういう事情も、知つておりますが、こういったことに対して、いわゆる制度金融の道を今後どのような立場で、先ほど申しましたような趣旨に沿つてお考えでありますか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○坂村政務委員 御指摘の通り、この制度は大体農協の金を原資とするということを建前にいたしておりますので、地方によつては御指摘のような事態があり得ると思つております。しかしながら現状におきましては、農協の金は相当豊富でございます。今後ある程度の伸びということも当然考へられるような状態でございますから、全体といたしましては、私は、当分の間は農協の金を原資としてこういう制度を進めていって問題ないんじゃないかというふうに考えておりますが、そういう地方的な問題につきましては、

では、場合によつては信連の直貸しという制度も考へております。あるいは農林中金からいろいろ信連に通じていくとか、そういうような方法もございまして、全体の資金の調整は農協の系統内部で十分融通し合ひまして、そうしてまかなつていくようにしたらどうかという考え方をございまして。

○堀委員 ちよつと農林省の経済局長に技術的なことを伺ひますが、未端農協の預金金利は今一休どのくらいになつておるのか、伺ひたい。

○坂村政務委員 預金金利は一年定期で五分六厘でございます。一般の金利よりも一年一厘高ということになつております。

○堀委員 輸出入銀行法について伺ひたい。今資料を拝見してみますと、大抵輸銀の残高は一千六百六十億円ばかりになつておりますが、この中でちよつと私わからないのは、商社会社に対して約二百五十億くらい、一七%くらいの貸し出しがされておるのです。この商社会社に貸しつけておる金というのは、どういう格好になつておるのか、ちよつと、ここを伺ひたい。

○大月政務委員 輸出入銀行の融資の対象は、プラントの延べ払い金融でございます。これはメーカーが商社を通じて貸し出しますときには商社に金融をする、こういうことでございまして、メーカーにやる場合、商社にやる場合、それぞれございまして、そのうちの商社の分でございます。

○堀委員 そうすると、それはこういうことになるのですか。メーカーが商社に品物を売るといふことが、もうその商社としての品物を延べ払いの金を

もらつてやつてゐるという場合と、それからメーカーが直接その取引をしてゐる場合と、二つあるということになります。

○大月政府委員 お話の通りでございます。

○堀委員 私、時間がなくて十分資料要求できなかったのですが、この一千六百六十億円というものの区域別の残高は、東南アジア、大洋州というふうには大きくくつていただけています。うですが、これはどうなつておりますか。

○大月政府委員 輸出金融について申し上げますと、極東地域が四十二億、東南アジア四百六十四億、中近東五十億、北米三億、中南米三百二十一億、ヨーロッパ二百九十一億、アフリカ百九十億、大洋州一億、合計千三百六十億でございます。

これを割合で申しますと、多い方から申しまして、東南アジアが最高で二九%、中南米が二五%、ヨーロッパ一八%、アフリカ一二%というのがあるところでございます。

○堀委員 そうすると、この千三百六十四億というのは、よく総理がおっしゃる輸出ユーザンス七億九千万ドルと見合うことになりますか。

○大月政府委員 これは延べ払い輸出とユーザンスは制度が別でございます。ユーザンスの場合には三カ月とか四カ月の短期の延べ払いでございます。この場合は五年、六年、七年の延べ払いでありまして、一般に輸出ユーザンスの残高が幾らというのとは短期でございまして、これは関係がありません。

○堀委員 そこで、輸銀ができて、現在までいづゆる残高でなしに、貸出総計と、その延べ払いによる支払が多返つてきているのではないかと、思いますが、貸出総計とすでに決済された部分とを今の形でちよつと承りたい。

○堀委員 三十一年度の輸出向け貸出実績が五百八十一億、輸入の方は省略させていただきます。それで回収が三百九十八億、三十二年度の輸出向け貸出し実績は五百三十三億、回収が五百八十四億、三十三年度の輸出向け貸出し実績は四百十三億、回収が四百四十九億、三十四年度の輸出向け貸出し実績は五百六十九億、回収が三百六十四億、三十五年度の輸出向け貸出し実績は七百五十三億、回収が三百八十三億となっております。

○堀委員 本年度は大体どれくらいの見通しになっておりますか。

○堀委員 本年度の輸出向け貸出しの見込みでございますが、千四百七億、回収は四百六十三億の見込みでございます。

○堀委員 この千四百七億のさつきの地域はわかりますか。

○大月政府委員 本年度の千四百七億円の算定の基礎に地域別の計算はしておりません。

○堀委員 もちろん現状では輸出が必要でありますから、延べ払いも非常に重要だと思ひますが、本年度で一千億円の延べ払いによる輸出金融をするという事は、結局一千億円の機械受注をしたということと同様になつてくる

ののではないかと、思ふのですが、これは機械受注をどこへして、どこで製品ができるかという事は別ですが、一千億円の受注をしたということになると思ひますが、そこはどうですか。

○大月政府委員 輸出銀行の資金の面から申し上げますと、延べ払い輸出につきましても、たとへば輸出の契約がございまして、それが輸出銀行に融資の要求がある。それを承諾いたします。ところがそれは大体において注文生産になつておりますので、船ならば船を作り始める、そうすると船の代金を支払いますのに相当時間がかかりますので、必ずしも承諾をした金額を一挙に出すというわけではございません。それが一年とか一年半とかかつて出しておるわけでございます。輸出銀行の予算を立てるときには、そういう過去の契約で承諾した分では本年度に幾ら出る、それから本年度に新しい融資の承諾が幾らある、それがまた本年度に実行がされるものもございまして、そういう両方の状況をにらみ合ひまして集計してこの予算を立てておるのでございます。従いまして、今のたとえば一千億何がしが本年度の発注にはならない、そのうちの一部分が発注になつておる、こういうことだと思ひます。

○堀委員 それは意味はわかりました。そうすると、本年度の発注が船は二年ぐらいかかりますが、船以外はおむね発注があつて一年もかかるといふ。去年とことして一千八百億ぐらゐの受注が二年間でされておるわけですが、これは大体ことしの方にやはり比重がかかつてゐる。そうすると、私

この間からたびたび申し上げておるうちに、鉱工業生産の生産指数がある程度締めなければならぬ。この間から盛んに議論が出ております設備投資を締めるというの、設備投資自体の問題ではなくて、鉱工業生産を抑えるための手段として設備投資を抑える。そうすると、最近の状況は機械受注がますますふえつつある傾向のあるときに、さらに輸出の発注をやる。なるほど輸出を増進しなければならぬし、われわれが輸出の中でシェアを拡大しなければならぬことはもちろん然るべきことですが、この際ちよつと輸銀における資金量を拡大して、昨年からの対してやはり約三百億余りの融資をふやすという事は、その関係では私は多少いかなるものがあるかと思ふのですが、そこはいかがでしょうか。

○大月政府委員 ただいま政府の方でねらいとしております。

設備投資の抑制と申しますのは、この設備投資が行き過ぎることによりまして原材料の輸入の増大を招く、それが国際収支の方へはね返つてくる、こういうことでございます。それに對しまして、国際収支改善対策というものをやっておるわけでございまして、これはやはり輸出を増進して輸入を抑えるというところに主眼がございまして、そういう観点から今のお尋ねの問題を考へてみますと、たとえば船あるいは機械の受注がある。これが輸出になるという段階におきまして、国内の生産の面から見ますと、仰せの通り生産を高める、あるいは船であれば鉄の原材料の輸入を高めるかもしれません。しかしその船が今度輸出になることによつて

外貨の手取りがふえてくるわけでございます。われわれの全体の経済の流れといたしましては、国際収支の許す範囲において高度の成長を遂げる方がよいわけでございますので、国際収支の限界に突き当たつておる、こういう場面におきましては、設備投資が伸びて、それが輸出に向いて外貨の手取りに寄与するということがむしろねらいであるわけでございます。設備投資なり生産の指数はどんどん上がつて、そのうちで必要な輸出がどんどん伸びて外貨も入つてくる。そうすれば日本の経済はますます伸びる。それが残念ながら今輸出の面を打つておられますので、内需の方も押えなくちやいかぬ、こういうような意味でのジレンマでございますので、この観点からいへば、私は多ければ多いほどいいというふうに考へております。

○堀委員 一千億余りの区域別の条件をお出しになつていないのですが、実は最近の日本の輸出の状況を見れば、これは何も国内条件だけじゃない。大抵諸外国のその地域における輸入の変化に伴つてこちらの輸出も変化しているというのがグラフで見えておるとおるわけですね。そうしてみると、私はこの中でもちろん契約があるのですから、製品が出る事に反対はないわけですが、製品が出る、やはり問題は地域的な問題との関連を見て配慮されるべきだろつと思ふのですが、その点について今はなにとおしやつたけれども、考え方としては何かあるのかどうか、それを伺いたい。

○大月政府委員 現在の輸出の分類といたしまして、今短期の繊維とかその他のいづゆる一般の消費財の輸出とこ

外貨の手取りがふえてくるわけでございます。われわれの全体の経済の流れといたしましては、国際収支の許す範囲において高度の成長を遂げる方がよいわけでございますので、国際収支の限界に突き当たつておる、こういう場面におきましては、設備投資が伸びて、それが輸出に向いて外貨の手取りに寄与するということがむしろねらいであるわけでございます。設備投資なり生産の指数はどんどん上がつて、そのうちで必要な輸出がどんどん伸びて外貨も入つてくる。そうすれば日本の経済はますます伸びる。それが残念ながら今輸出の面を打つておられますので、内需の方も押えなくちやいかぬ、こういうような意味でのジレンマでございますので、この観点からいへば、私は多ければ多いほどいいというふうに考へております。

○堀委員 一千億余りの区域別の条件をお出しになつていないのですが、実は最近の日本の輸出の状況を見れば、これは何も国内条件だけじゃない。大抵諸外国のその地域における輸入の変化に伴つてこちらの輸出も変化しているというのがグラフで見えておるとおるわけですね。そうしてみると、私はこの中でもちろん契約があるのですから、製品が出る事に反対はないわけですが、製品が出る、やはり問題は地域的な問題との関連を見て配慮されるべきだろつと思ふのですが、その点について今はなにとおしやつたけれども、考え方としては何かあるのかどうか、それを伺いたい。

○大月政府委員 現在の輸出の分類といたしまして、今短期の繊維とかその他のいづゆる一般の消費財の輸出とこ

外貨の手取りがふえてくるわけでございます。われわれの全体の経済の流れといたしましては、国際収支の許す範囲において高度の成長を遂げる方がよいわけでございますので、国際収支の限界に突き当たつておる、こういう場面におきましては、設備投資が伸びて、それが輸出に向いて外貨の手取りに寄与するということがむしろねらいであるわけでございます。設備投資なり生産の指数はどんどん上がつて、そのうちで必要な輸出がどんどん伸びて外貨も入つてくる。そうすれば日本の経済はますます伸びる。それが残念ながら今輸出の面を打つておられますので、内需の方も押えなくちやいかぬ、こういうような意味でのジレンマでございますので、この観点からいへば、私は多ければ多いほどいいというふうに考へております。

ういうような設備輸出と二種類に分けて考えてみますと、短期の消費財的なもの、あるいは原材料におきましてもいわゆる短期の決済のつきましますものにつきましましては、比較的諸外国の経済の情勢に応じて増減する面が多いと思ひます。しかし、この設備投資自体を見ても、やはり後進地域に対する輸出がおもな面でごさいますので、先ほど申し上げました統計から申しましても、東南アジアであるとか、あるいは中南米であるとか、こういうところの分野が非常に多いわけでごさいます。これは比較的開発のために必要とする資材であらうということになれば、必ずしも短期の景気変動によらなく、長い意味での開発の資材として出ていく、こういうことであらうと思ひます。そういう意味で必ずしも景気とは直接関係がないというふうに考えております。

○堀委員 四百億なり三百億なりどんどん決済が済んでいるのですが、東南アジアの決済の状態というのは、やはり契約通り行なわれておりますか。

○大月政府委員 今の輸出入銀行の回収の状況におきましては延滞は一件もございせん。ただ、その原因といたしまして、かりに正当な理由があつて海外からの回収が延びておるといふような場合には、政府の方で為替管理法上特別の許可をいたします。それは正当な理由がありとして許可するわけでごさいます。そういう場合には輸出入銀行の方も延滞としては取り扱わない、こういうことであります。そういう技術的な面もございます。それから申しましても、現在やつております延べ払い輸出につきましましては、非常

な延滞とかあるいは回収がおくれておるといふ事情はございせん。

○小川委員長 これにて両案に対する質疑は終了いたしました。

○小川委員長 これより討論に入るわけでごさいます。両案に対し別に討論の申し出がありませんので、直ちに採決することといたします。

採決いたします。両案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○小川委員長 御異議なしと認めます。よつて、両案はいずれも原案の通り可決いたしました。

○小川委員長 次に、ただいま可決いたしました両案中、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案に対しまして藤井勝志君より各派共同提出にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されておりますので、提出者の趣旨説明を求めます。藤井勝志君。

○藤井委員 日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案に対し、各派共同による次の附帯決議を付することを提案いたします。

輸出入及び海外投資活動に伴う日本輸出入銀行の融資については、その資金源が財政資金であることにかんがみ、資金の効率的運用に厳に留意すべきである。

提案の理由は、昭和三十六年度の財政投融資計画において日本輸出入銀行の融資見込額を当初九百七十億圓と推定し、これに必要な資金といたしまして同行に対して五百七十億圓の資金を

供給することとしたのであります。が、最近プラント輸出の大幅な増加等により、同行に対する資金需要は予想をはるかに上回り、現在は一千百八十億圓が推算されるに至り、今回新たに二百億の資金を追加することと相なつた次第であります。最近の国際収支の動向にかんがみても、輸出の振興は現下の急務であり、プラント輸出等の金融に万遺憾なきよう措置することはきわめて適切妥當な措置であります。が、申し上げるまでもなく、輸銀の資金は財政資金であり、これが効率的な運用に特に留意することが強く要請せられるのであります。

これが右附帯決議を付することの提案理由であります。何とぞ皆様方の御賛成あらんことをお願いいたす次第であります。

○小川委員長 これにて提出者の趣旨説明は終わりました。

お諮りいたします。藤井君提出の動議に御意議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○小川委員長 御異議なしと認めます。よつて、藤井君提出の動議のごとく本案は附帯決議を付するに決しました。

○小川委員長 なお、両法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○小川委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

次会は来たる二十四日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散

会いたします。

午後零時十二分散会

〔参照〕

農業近代化助成資金の設置に関する法律案（内閣提出第一〇号）に関する報告書
日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出第五一号）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十六年十月二十七日印刷

昭和三十六年十月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局